

第 3 期

芦北町障がい者プラン

芦北町障がい福祉計画

平成 2 4 年度 ~ 平成 2 6 年度

平成 2 4 年 3 月



ごあいさつ

近年、全国的な少子・高齢化、景気の長期低迷、高度情報化社会を背景として、人々の価値観やライフスタイルが多様化し、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、障がい者福祉行政も、措置制度から支援費制度、そして障がい者自立支援法へと目まぐるしく制度が変わっています。

そのような中、応益負担を原則とする現行の障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系整備等を内容とする「障害者総合支援法」の制定に向け国では具体的な検討が進められています。

平成23年度は、芦北町障がい福祉計画・障がい者福祉計画の見直しの年度です。平成18年度から平成23年度の期間、町においても、計画の基本施策及び重点施策を踏まえ、様々な事業に取り組みました。

その結果、少しずつではありますが、障がいに対する地域の理解・障がいのある方一人ひとりの特性に応じた支援は着実に浸透しつつあります。

このたび、本町の障がい福祉行政の現状と課題を整理し、新たに障害福祉サービス及び地域生活支援事業の数値目標を掲げた「障がい福祉計画」、そして、障がい福祉をベースとしたまちづくり・意識づくりの分野を含む「障がい者プラン」を策定し、更なる具現化を図るべく障がい者福祉における幅広い施策を総合的に取り組んでまいります。

これらの計画に定める施策の実現に向けましては、関係課はもちろんのこと、障がいのある人、各種団体、地域住民と互いに緊密な連携を図りながら取り組んでまいります。

今後とも、障がいのある人や家族はもとより、関係機関・団体をはじめ町民皆様の御協力をいただきながら、本計画を実現するために一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画策定にあたり多大な御尽力をいただきました策定委員の皆様をはじめ、障がい福祉関係機関に心から感謝を申し上げます。

平成24年3月

芦北町長 竹崎 一成

目 次

第1章 計画の策定

1	計画策定の背景	4
2	計画策定の趣旨	4
3	計画の対象者	5
4	計画の期間	5
5	計画の策定	6

第2章 障がい者の状況

1	全体の状況	7
2	障がい者手帳数の推移	7

第3章 障がい者プラン

1	障がい者プランの位置づけ	10
2	障がい者プランの施策	12
3	基本施策・重点施策	
	地域福祉の促進	13
	障がいへの理解の促進	14
	サービス提供体制の整備	15
	相談支援体制の充実	16
	教育・子育て支援の充実	17
	精神保健福祉の充実	18
	雇用・就業の促進	19
	情報・生活環境の整備	20
	町単独事業の実施	21
	防災体制の確立	22
4	ヒアリング等の実施結果	23

第4章 芦北圏域の取り組み

1	圏域の現状	26
2	圏域の課題	26
3	圏域での重点課題	26

第5章	障がい福祉計画の策定	
1	計画の基本理念等についての考え方	27
2	障害者自立支援法のサービス体系	29
第6章	障害福祉サービスの概要と見込み量	
1	訪問系サービス	30
2	日中活動系サービス	31
3	居住系サービス	33
4	相談支援	34
3	障害福祉サービスにおける見込量確保の方策	34
第7章	地域生活支援事業の概要と見込み量	
1	地域生活支援事業とは	36
2	必須事業の見込量	36
第8章	計画の推進体制	39
第9章	整備法のポイント	40

第1章 計画の策定

1. 計画策定の背景

国では、平成21年(2009年)12月に「障害者の権利に関する条約(仮称)」の内法の整備として障がい保健福祉施策の集中的な改革を行うため「障がい者制度改革推進本部」を設置し、下部組織として「障がい者制度改革推進会議」を開催され障がい者制度改革へ向けた取り組みが行われ、「障害者総合福祉法」の制定に向けた提言がまとめられました。

その過程の中で平成23年8月に「改正障害者基本法」が公布・施行され、障がいの定義の見直しを行うとともに、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する「共生社会」の実現を法の目的に掲げました。

また、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障がい保健福祉施策を見直すまでの間において障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(整備法)」が平成22年12月に公布され、「障害者自立支援法の一部改正」、「児童福祉法施行令の一部改正」等により、平成25年8月の「障害者総合福祉法」の制定に向け準備が進められています。

2. 計画策定の趣旨

本町は、障害者基本法の考え方を踏まえ、平成18年度から平成23年度までの計画期間とする「芦北町障がい者プラン」を策定し、ノーマライゼーションやユニバーサルデザインの理念のもと、障がいの「自立と社会参加」を目標に、施策を推進しています。

この総合的な障がい者施策を推進する一方、障害者自立支援法が施行され、平成19年3月に「第1期芦北町障がい福祉計画」、平成21年3月には「第2期芦北町障がい福祉計画」を策定し、障害者自立支援法の枠組みを踏まえたサービスの数値目標を設定するとともに、サービスを提供するための体制の確保や推進を図ってきました。

これまでの両計画の推進を通して、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、サービスの基盤整備に努めています。

国の障がい者制度改革が流動的な状況の中、引き続き、障害福祉サービス及び相談支援等の充実を図るため、体制の整備を計画的に推進することが必要です。

「障がい」の表記について

一般的に「障害」に用いる「害」という漢字には、「有害」「被害」等否定的でマイナスのイメージが強い言葉に用いられることから、「不快感を覚える」等の意見があります。町では、このことを勘案し、少しでも否定的なマイナスイメージを和らげるため、法令等の名称及びそれらの中で特定のものをさす用語、組織等の名称を除き、「害」を「がい」と表記することとしています。

3. 計画の対象者

本計画の対象者は、「障害者自立支援法第4条第1項」に定義する身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者です。精神障がい者には、発達障がい、高次脳機能障がいも対象に含まれています。

4. 計画の期間

本町では、「障がい福祉計画」と「障がい者プラン」を一体的に策定します。

「障がい福祉計画」は、障害者自立支援法第88条に基づいて、障害福祉サービス等の基盤整備に関する数値目標を定める等実務的な計画として策定し、「障がい者プラン」は、障害者基本法第9条に基づき、障がいがある人のためのまちづくりや意識づくりといった分野も含む総合的な計画として位置付けます。

本計画は、「芦北町総合計画」をはじめ、「芦北町地域福祉計画」「芦北町次世代育成支援計画」といった福祉分野の計画との整合性を踏まえて策定します。

ただし、国においては平成25年8月までに障害者総合福祉法の実施を目指しているため、計画期間中に計画を見直すこととなる可能性があります。

(障がい福祉計画と障がい者プランの比較)

名称	芦北町障がい福祉計画	芦北町障がい者プラン
根拠法	障害者自立支援法 第88条	障害者基本法 第11条第3項
性質	障害福祉サービス等の基盤整備に関する数値目標を定めた実務的な計画	障がい福祉をベースとした、まちづくり、意識づくりといった分野も含む総合的な計画
状況	第1期計画 H18～H20 第2期計画 H21～H23	第1期計画 H14～H18 第2期計画 H19～H23
今回	第3期計画 H24～H26	第3期計画 H24～H29

(障がい福祉計画等の期間)

計画期間	H21	H22	H23	H24	H25	H26
障がい福祉計画(障害者自立支援法)						
障がい者プラン(障害者基本法)	第2期		第3期			
(参考)地域福祉計画	第1期		第2期			
(参考)老人保健福祉計画	第4期		第5期			
(参考)次世代育成支援計画	前期	後期				

5 . 計画の策定

両計画の策定にあたっては、障がいのある人やその家族等の当事者、障がい者団体の意見を踏まえつつ、計画に反映することを基本とし、以下の体制で計画を策定しました。

(1) 芦北町障害福祉計画・障害者福祉計画策定委員会の開催

障害福祉計画策定に係る意見及び助言や、その他障がい施策の効果的な推進を図る目的から、各施設・各障がい者団体・各任意団体等の福祉、保健の代表者で構成される「芦北町障害福祉計画・障害者福祉計画策定委員会」を設置し、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の数値目標、その他、障がい者プランに係る施策等の審議を踏まえて、今回の計画を承認して頂いています。また、委員の名簿は、巻末資料に掲載しています。

また、平成24年度からは、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障がい保健福祉施策を見直すまでの間において障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」に基づく障害者自立支援法の一部改正を踏まえ、名称を「障害者自立支援協議会」に改正し、地域の実情に応じて、当該役割を担う専門部会の設置及び障がい福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ自立支援協議会の意見を聞くよう努めることとします。

(2) 障害福祉サービス事業者及び障がい者団体へのヒアリング

計画の見直しにあたり、障害福祉サービスを運営する社会福祉法人、特定非営利活動法人及び障がい者任意団体に対して、サービスに関する情報提供、団体運営等の課題に関する意見を聴取するために、ヒアリングを実施しました。

実施日	任意団体名・法人名
平成23年11月16日(水)	芦北町手をつなぐ育成会
	芦北町精神障がい者家族会
平成23年12月22日(火)	芦北町身体障がい者福祉団体連合会
平成24年1月11日(水)	社会福祉法人 光輪会
	特定非営利活動法人 ひまわり芦北
平成24年1月12日(木)	社会福祉法人 芦北福祉会
平成24年1月13日(金)	社会福祉法人 志友会
	特定非営利活動法人 ばらん家

(3) 障がい福祉計画・障がい者プラン策定委員会プロジェクトチームの設置

芦北町障害福祉計画・障害者福祉計画策定委員会設置要綱第6条第6項に基づき、計画の進捗状況の点検に関する基礎資料の収集、調査及び研究を行うため、関係機関の実務者で構成されるプロジェクトチームを設置しました。

計画の進捗状況や評価について各関係機関の実務者から、現状と課題の報告を受け、障がい者プランの検証と新たな課題等を整理しています。

第2章 障がい者の状況

1. 全体の状況

障がい者手帳所持者の状況として平成23年度、身体障がい者手帳所持者が1,683人、療育手帳所持者が221人、精神障がい者保健福祉手帳所持者が174人です。

また、本町の人口は、年々減少が進み、その中で、障がいのある人の割合は総人口の約10%を占めています。

表1：総人口等の推移

(単位：人)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総人口	21,173	20,870	20,543	20,290	20,010
障がい者の人数	1,946	1,984	2,015	2,054	2,078
内					
身体障がい者	1,616	1,646	1,653	1,675	1,683
知的障がい者	203	202	212	218	221
訳					
精神障がい者	127	136	150	161	174

各年度の数値は4月1日の数値。

資料：住民基本台帳・福祉課

2 障がい者手帳数の推移

1級、2級の身体障がい者手帳所持者数が、全体の約42%を占め重度の身体障がいの割合が多く、一方、障がい別では、肢体不自由者が924名と全体の約55%を占め、次に、内部障がい(約22%)、聴覚障がい(約15%)、視覚障がい(約7%)、音声・言語障がい(約1%)の順となっています。

療育手帳所持者数は、概ね横ばいの推移ですが、精神障がい者保健福祉手帳保持者数は、年々増加しています。また、障がい者手帳を所持していない、発達障がい者、高次脳機能障がい者数を含めると、本町の障がい者数は、手帳所持者数より多いものと考えられます。

身体障がい者手帳

表2 身体障がい者手帳保持者数の推移

(単位：人)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1級	426	432	430	425	426
2級	291	295	289	287	283
3級	232	245	252	252	259
4級	406	414	420	448	452
5級	97	92	94	92	89
6級	164	168	168	171	174
合計	1,616	1,646	1,653	1,675	1,683

各年度の数値は4月1日の数値。

資料：福祉課

表3 障がい種別数の推移

(単位：人)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
肢体不自由者	885	898	912	916	924
内部障がい者	341	353	358	372	370
聴覚障がい者	225	236	233	242	253
視覚障がい者	148	143	133	127	119
音声・言語障がい者	17	16	17	18	17
合計	1,616	1,646	1,653	1,675	1,683

各年度の数値は4月1日の数値。

資料：福祉課

療育手帳（知的障がい者手帳）

表4 療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
A(重度)	114	113	118	120	120
B(中軽度)	89	89	94	98	101
合計	203	202	212	218	221

各年度の数値は4月1日の数値。

資料：福祉課

精神障がい者保健福祉手帳

表5 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の等級別状況

(単位：人)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1級	67	69	70	71	76
2級	60	67	78	87	94
3級	0	0	2	3	4
合計	127	136	150	161	174

各年度の数値は4月1日の数値。

資料：福祉課

表6 精神障がい者通院医療受給者数の推移

(単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
受給者数	179	151	165

各年度の数値は4月1日の数値。

資料：福祉課

年齢別（身体障がい）

65歳以上の身体障がい者手帳所持者数が占める割合は約77%で、加齢に伴う身体機能の低下による手帳の取得が多いことを表わしています。

表6 各障がい者手帳年齢別

（単位：人）

	身体障がい者				計
	肢 体 不 自 由	視 覚 障 が い	聴 覚 等 言 語 障 が い	内 部 障 が い	
18歳未満	10	0	1	1	12
18歳～65歳未満	225	28	39	77	369
65歳以上	689	91	230	292	1,302
総計	924	119	270	370	1,683

数値は、平成23年4月1日の数値。

資料：福祉課

【芦北町障害福祉計画・障害者福祉計画策定委員会 開催の様子】



第3章 障がい者プラン

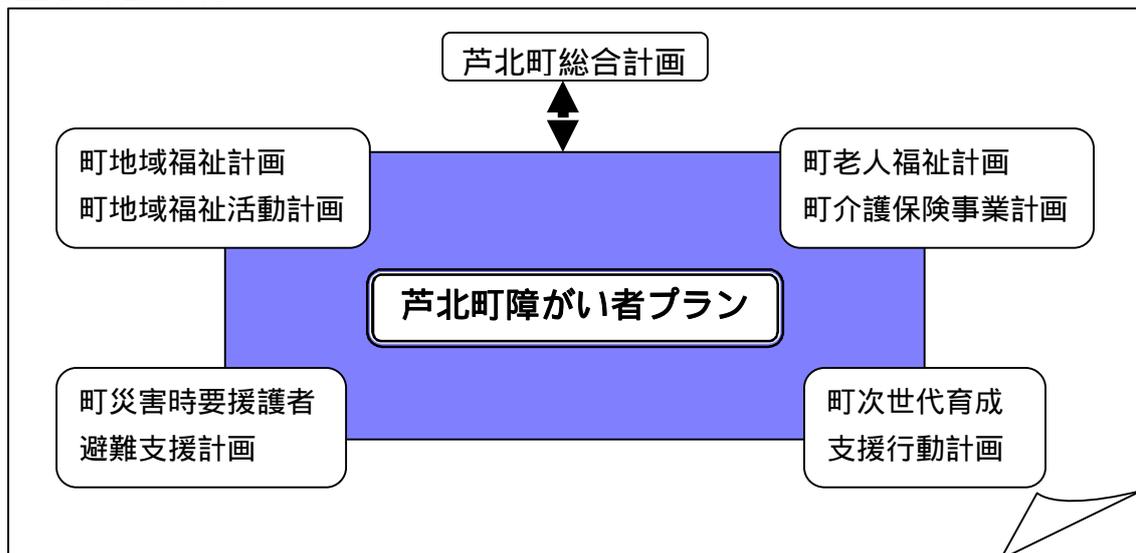
1. 障がい者プランの位置づけ

(1) 計画の性質と役割

この計画は、障害者基本法第9条第3項の規定に基づく「障がい者のための施策に関する基本計画」(障がい者プラン)で、本町の今後の障がい福祉施策の基本的な考え方や具体的推進の方策等を明らかにし、障がい者施策の総合的な推進を図るものです。

町政運営の基本方針である「芦北町総合計画後期基本計画」(計画期間：平成22年度から平成26年度)を上位施策とし、「町地域福祉計画・地域福祉活動計画」や「次世代育成支援行動計画」等の関連計画との連携を行いながら、整合性をもって施策の推進を図ります。

【主な関連計画】



(2) 人にやさしいまちづくりの推進

「芦北町総合計画」での障がい者施策の取り組みとして、「人にやさしいまちづくりの推進」を計画の大綱に、障がい者の社会参加の促進と生きがいづくりを項目として以下のように計画しています。

この計画の具体的取り組みとして、今回「町障がい者プラン」において基本施策及び重点施策に反映しています。

計画の方向性

「町総合福祉計画 27ページ抜粋」

芦北町障がい者プランの適正な推進を図り、関係機関と連携を図りながら障がい者福祉の向上に努めます。また、ノーマライゼーション理念の啓発につとめ、在宅サービスや施設整備を行い、障がい者の自立と社会参加を促進します。

障がい者の社会参加の促進

「町総合福祉計画 28ページ抜粋」

- ・ 障がい者が社会の構成員として地域の中で共同生活を送れるよう、グループホーム等住環境を整備するとともに、就労支援の強化に努めます。
- ・ ボランティア等の活動を通じて障がいへの理解を深め、関係機関や団体の連携を強化し、地域社会に働きかけ、障がい者の社会参加を促進します。
- ・ 障がいについての知識を普及する一方、障がい者の自立・自活のために必要な訓練・指導等による社会的な援助や日常生活支援のための福祉サービスを充実していくとともに、健康保持・増進のための相談・支援に努めます。

障がい者支援体制の強化

「町総合福祉計画 28ページ抜粋」

- ・ 自立支援協議会や障がい福祉計画及び障がい者プランを実施することで、障がい者のニーズに対応できるよう支援します。
- ・ 日常生活援助のほか、生活介護、就労継続支援等の各種在宅サービスをニーズに配慮して実施するとともに、障がい者の相談支援体制を充実し、地域での在宅生活を支援します。
- ・ 施設サービスに対する障がい者のニーズを見極めながら、適切な施設整備を推進します。

(3) 障がい者プランにおける基本施策、重点施策について

芦北町障害福祉計画・障害者福祉計画策定委員会設置要綱に基づき、障がい者福祉計画の進捗状況の点検に関する基礎資料の収集、調査及び研究を行うため、関係機関の実務者で構成されるプロジェクトチームを設置しました。

各関係機関の実務者から、それぞれの現場の立場を踏まえ、現状と課題について整理し今後本町が取り組まなければならない項目を基本施策及び重点施策にまとめました。

また各施策は、プロジェクトチームにおいて整理したニーズや課題等を踏まえ、計画の目指す姿(基本理念)に向け、特に取り組んでいかなければならない項目を掲げています。

一方、施策の基本理念は、「公助、共助、自助」の考えを整理しつつ、全ての住民は福祉の受け手であり、同時に担い手でもあるという「共助」の心を育て、住民が自主的にまた積極的に寄り合い、お互いが認め合い、支えあいながら、障がいに対する理解の普及に努める観点から設定しました。

2. 障がい者プランの施策

障がい者プランは、地域福祉計画の個別計画でもあります。全ての住民は福祉の受け手であり、同時に担い手でもあるという「共助」の心を育て、住民が自主的にまた積極的に寄り合い、お互いが認め合い、支え合う地域福祉計画の趣旨を踏まえて、障がいのある人への一層の支援を図るために、以下のとおり基本理念、基本施策、重点施策に掲げました。

基本理念 「みんなで支え合い、ふれあいを大切にする福祉づくり」

項 目（基本施策）	重点施策
地域福祉の促進	障がい福祉施策推進のための人材の確保・育成 各種福祉支援員の養成支援
障がいへの理解の促進	広報誌による周知 各種福祉関連イベントの実施・支援 成年後見制度・地域福祉権利擁護事業の充実
サービス提供体制の整備	就労系サービスの充実 グループホーム・ケアホームの充実 高齢障がい者に対するサービスの充実
相談支援体制の充実	重層的な相談支援体制の構築 障がい福祉関連の協議会を中核に据えた体制の充実 障がいのある人等に対する虐待の防止 相談支援専門員の育成と確保 障がい者と家族への支援
教育・子育て支援の充実	相談支援事業所を中核に据えた相談支援体制の充実 障がいの早期発見、早期治療・療育の充実
精神保健福祉の充実	生活の場、日中活動の場の整備拡充 精神障がいに関する理解の取り組み 社会的入院者の地域移行促進 福祉系リハビリテーションセンター設置検証及び既存資源の活用
雇用・就業の促進	障がい者就業・生活支援センター等との連携 障がい者雇用促進に向けた啓発活動
情報・生活環境の整備	障がい種別に応じた情報提供の充実 各種広報媒体の活用
町単独事業の実施	障がい者(児)福祉体制整備推進事業の拡充 福祉関係機関連携会議
防災体制の整備	災害時要援護者支援制度の普及 障がい種別に応じた情報提供体制の確立

3 . 基本施策、重点施策

地域福祉の促進

福祉を推進していくためには、自助・公助・共助が相まって、公私が協働しながら取り組みを進めていく必要があります。

その中で、障がい者と健常者の方がともに協働し、住み慣れた地域で安心して生活を営むことのできる地域社会をめざすことが必要です。

今後、障がい者・ボランティア等を含めた地域住民の福祉の推進体制の強化に努めます。また、ボランティア団体や住民自治組織、当事者団体等、住民による主体的な活動を支援し、活動しやすい環境の整備に努めます。

【重点施策】

障がい者福祉施策推進のための人材の確保・育成

- ・障がい者福祉施策の推進のため、町職員等の行政側の人材の確保・育成を図るとともに、障害福祉サービス事業所職員等、障がい者とかかわる方の人材の確保・育成に努めます。
- ・地域で活動する人材の発掘・育成に努め、ボランティアやNPOの活動推進にあたっての参加者や指導者の育成・確保に努めます。

各種福祉支援員の養成支援

- ・訪問活動、相談、付き添い等を行う福祉支援奉仕員の養成を支援します。
- ・視覚、聴覚障がい者の活動を支える幅広い人材の確保を図るための点訳、朗読、ガイドヘルパー、手話、要約筆記等の養成講座や講習会を開催し、養成と資質の向上に努めます。

障がいへの理解の促進

利用者の意思を尊重した適切なサービスの提供

障がい者が住みなれた地域の中で自立し、主体的に社会参加できる地域社会を形成するために、障がいや障がい者に係わる正しい理解と認識を深めるための啓発・広報活動の充実に努めます。

障がいや障がいのある人に対する理解の促進

障がいについては、障がい者、障がい者の家族、その他すべての町民が正しく理解していくことが大切です。町民全体の正しい理解により、障がいのある人が、共に生きる仲間として尊重され、そして思いやりや助け合いの心で支え合う、心やさしい福祉社会の実現のために、広報・啓発活動を推進します。

【重点施策】

広報誌等による周知

「発達障がい啓発週間」(4月2日～4月8日)「障がい者週間」(12月3日～12月9日)の周知を図るとともに、機会を活かして障がいへの理解を深める行事の開催に努めます。

講座・講習会、各種福祉関連イベントの実施・支援

- ・障がい福祉に関する啓発を行う講習会・研修会の充実に努め、地域・職場等での障がいのある人に対する理解と認識を深めます。
- ・障がいのある人が抱えるあらゆる問題をテーマとした学習会や、障がいの有無にかかわらず、様々な人が参加・交流できるイベントを実施・支援します。

成年後見制度及び地域福祉権利擁護事業の充実

- ・知的障がい者・精神障がい者等の判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、成年後見制度及び地域福祉権利擁護事業の周知に努めます。

サービス提供体制の整備

障がい者の自立と社会参加を促進するためには、地域や家庭で快適な生活が送れるよう、それぞれの障がいに応じた様々な福祉サービスの提供を確保する必要があります。

障害福祉サービスは、平成15年度に「措置」から「契約」の理念を踏まえた「支援費制度」へ、平成18年度には地域生活移行を重視した「障害者自立支援法」へ、平成25年度からは、制度の谷間のない支援を提供する理念を掲げた「障害者総合福祉法」が施行される予定で、ここ数年の中で目まぐるしく変化しています。

障がい者の自己決定の尊重、利用者本位のサービスの提供を基本としながら、障がいのある人ができるだけ自立した生活が送れるよう障害福祉サービスの質の向上を図ります。

また、障がい種別の特性に応じたサービスの提供の推進を図ります。

【重点施策】

就労系サービスの充実

就労の場としては、就労移行支援や就労継続支援等が必要となりますが、本町では事業者が少ないため、障がい者の働く場を確保し各々の生活の質の向上を図るために、就労系サービスの充実を図ります。

グループホーム・ケアホームの充実

障がいのある人が施設や病院から地域生活へ移行するためには、生活の場としてグループホームやケアホームが必要となります。また、「親無き後」の障がいのある人の住まいの場としても期待できます。今後必要な量を確保するため、行政や事業所が連携して設置に向け検討を進めていきます。

高齢障がい者に対するサービスの充実

65歳以上の障がい者は、原則として介護保険制度のサービスを利用することになりますが、各々の障がい特性を勘案し、必要に応じ障がい福祉関係施策に基づくサービスを利用できる環境を整え、また、居宅介護支援事業者との連携を図っていきます。

相談支援体制の充実

本町を障がいのある人の住みよい町にしていくうえで、相談支援体制の充実が最も重要であると考えられます。

相談の場としては、行政窓口のほかに相談支援事業所、障がい福祉のサービスコーディネートや社会資源の活用助言をはじめ、障がいのある人とその家族に対する総合的な相談支援が必要です。

今後も引き続き、行政・障がい者相談員及び障がい者相談支援事業所等が連携し、地域において身近で利用しやすい相談支援体制をつくり、障がいのある人の日常生活における悩みや問題を、気軽に相談できる環境づくりを目指していきます。

【重点施策】

重層的な相談支援体制の構築

多種多様な相談に対応できるよう、地域の様々な相談に係る社会資源を活かしつつ、連携しながら対応できるよう、総合的な相談窓口を設置し、重層的な相談体制を構築できるよう努めます。

障がい者福祉関連の協議会を中核に据えた相談支援事業の充実

相談支援事業を適切に実施していくために障がい者自立支援協議会を設置し、相談支援事業の運営評価、困難事例の対応方法の検討をしつつ、相談支援体制の充実を図っていきます。

障がいのある人等に対する虐待の防止

障がい者自立支援協議会をはじめ、障がい者団体及び関係団体からなるネットワークを通じて、障がいのある人等に対する虐待の防止、虐待が発生した場合の迅速な対応等へ向けたシステムの構築に努めます。

相談支援専門員の育成と確保

相談支援専門員は、障がい特性や障がいのある人の生活実態に関する詳細な知識と経験が必要であることから、本町においても相談支援専門員の指導に努め、円滑な相談が可能となるよう努めます。

障がい者と家族への支援

障がいのある方への家族支援として、定期的な意見交換の場を設け、精神的サポート・自立のための情報交換・障がい者福祉施策の充実を図るよう努めます。

教育・子育て支援の充実

障がい者が社会の一員として様々な活動に参加し、住み慣れた地域において生きがいを持って暮らしていくためには、それぞれのライフステージに応じた自立と、社会参加に必要な能力を培うための教育が大変重要なものとなります。

今後、障がい児一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援を行うために、乳幼児期から学校卒業まで一貫して計画的に教育や療育を行うとともに、学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等について教育的支援を行う等、教育・療育に特別なニーズのある子どもについて、一人ひとりのニーズに適切な対応を図る必要があります。

この点を勘案し、福祉との連携については、相談支援事業所を中核に据え、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに対応し、かつライフステージを見据えた支援を行うよう努めます。

また、障がい児が、身近な地域で専門的な療育や一人ひとりの障がいの状況に応じた保育を受けられるよう、教育・福祉・医療等の関係機関との連携、ネットワークの形成を進め、療育相談体制の充実や保育所・幼稚園における障がい児保育の促進を図ります。

一方、障がい児の親に対して育児・妊娠の不安や悩み等に対し、ストレスの解消を図るための訪問指導体制の確立を関係機関と連携していきます。

【重点施策】

相談支援事業所を中核に据えた相談支援体制の充実

相談支援事業所を中核に据え、教育機関、障がい者の家族及び行政等の個別支援会議等を踏まえ、専門的な知見を有する障がい児への適切な支援を図っていきます。また、障がいのある児童を持つ親及び福祉関係者の相互理解を図るため、意見交換等を開催します。

障がいの早期発見、早期治療・療育の充実

妊婦や新生児、乳幼児に対する各種健康診査や保健指導等を充実させるとともに、必要に応じて関係機関と連携し、発達障がい対策や療育事業を拡充していきます。また、近年増加している生活習慣等に起因する中途障がいを予防する観点から、成人以降に対する健康診査等についても充実を図ります。

精神保健福祉の充実

社会復帰・福祉施策の充実

障害者自立支援法の施行に伴い、精神障がいのある人も含め、障がいの種類に関係なく障害福祉サービスを利用することができるようになりました。

しかしながら、精神障がいのある人を受け入れる体制は十分には整っていないのが現状です。

精神障がいのある人の様々なニーズに対応するため、医療機関等と各相談支援事業者との連携を図り、日常生活を送る上で必要なサービスを適切に提供できる体制の整備及び、精神障がいに対する町民の正しい理解を図る等の新たな施策を推進していきます。

【重点施策】

生活の場、日中活動の場の整備拡充

本町は、精神障がいを主たる障がいとして福祉サービスを提供する事業者が限られています。精神障がいのある方のニーズを踏まえ、生活の場や日中活動の場の確保に努めます。

精神障がいに関する理解の取り組み

精神障がいのある人のケアについて、家族の悩み、不安を軽減するために啓発活動に努めます。

社会的入院者の地域移行促進

精神障がいのある人の社会復帰へ向けて、数値目標を定め退院を促進します。

リハビリテーションの充実

障がいの軽減を図るためにも、長期間の継続したリハビリテーションが必要です。このことから、福祉系リハビリテーションセンターの開設等、障がいの特性にあったリハビリテーションが円滑に行われるよう体制づくりにも取り組んでいきます。

【重点施策】

福祉系リハビリテーションセンター設置検証及び既存資源の活用

本町の地域特性を勘案し、障がいの特性にあった福祉系のリハビリテーションセンターの設置検証及び、既存資源の活用を検討していきます。

雇用・就業の促進

障がい者が地域で自立した生活をしていく手段の一つとして、就労は非常に大切であり、ただ単に自立生活の手段のためだけではなく、社会参加、社会貢献、さらには生きがいにつながり、生活の質の向上に大変重要なものとなります。

そのため、障がいのある人の雇用の促進については、それぞれの障がい者の意思や能力に応じた仕事を選択できるよう、企業、学校、事業者等関係機関との連携・協力による支援体制の整備を図る必要があります。

また、就労した後の支援や離職後の再訓練等、障がいのある人一人ひとりの状況に合わせた支援が行えるよう体制を整える必要もあります。

【重点施策】

障がい者就業・生活支援センター等との連携

障がい者就業・生活支援センターを中心とした就労支援等の定着を図るための支援の更なる充実に努めます。

また、ハローワークと連携し、障がいのある人に対する職業情報の提供に努めます。

障がい者雇用促進に向けた啓発活動

障がい者の雇用を促進するためには、体制を整備するだけでなく、働きやすい環境づくりに向けた啓発を行っていくことが大切です。

そのために、障がい者就業センターやハローワーク等と連携しながら、職域の拡大や障がいのある人が働きやすい環境づくりに努めていきます。

【就労作業の様子】



情報・生活環境の整備

近年、障がい者施策をはじめ、福祉関係の諸制度の改正が多く、利用者が改正内容を把握しきれない状況があります。今後、利用者の意思でサービスを選択し、利用していくためには制度や新規サービスの内容の理解を深めていくことが必要です。

そのため、広報誌やホームページ等を活用し、制度やサービスの内容の周知に向け広報を行い、新制度の普及と定着に努めていきます。

また、広報誌やホームページの活用だけでなく、窓口においての周知も必要です。そのため、熊本県発行の「障がい者のための福祉のしおり」等を用いた、制度やサービス内容の説明や相談支援事業所が障害福祉サービスの内容について情報提供する等、利用者の意思に基づきサービスが利用できるよう、制度や内容の周知に努めます。

【重点施策】

障がい種別に応じた情報提供の充実

ただ単に障がいといっても、視覚、聴覚、知的障がい等種別によって情報を伝える手段は様々です。必要な情報を必要な時に入手できるよう障がい種別に応じた情報提供を図ります。

各種広報媒体の活用

- ・町が発行する広報誌をはじめ、インターネットを活用しホームページに福祉のページを作成することにより、福祉の情報や新しい制度の紹介を行い、周知を図ります。
- ・行政の窓口において手帳交付時や各種手続きの申請時等を利用した情報提供を行うとともに、関係機関の窓口パンフレットを置いたり、イベントや交流活動時に配布する等、情報の提供に努めます。

本町独自事業の紹介

「芦北町障害者(児)福祉体制整備推進事業」

実施時期:平成17年6月～(町単独事業)

事業概要:趣旨に賛同した法人(職員)に対して、町から訪問員証を交付して在宅障がい者の訪問活動(アウトリーチ)を行う事業です。

対象者:在宅の身体、知的、精神障がい者、児童等

主な内容:

- ・潜在化しているニーズを発掘し、適切なマネジメントを行うこと。
- ・訪問を通して緊急時にスムーズに対応できるよう日頃から係わること。

【訪問実績】訪問対象者:250名 訪問延件数:600件

事業の効果:福祉サービスの結びつき、緊急時対応の迅速化、施設職員の資質向上

町単独事業の実施

近年、障がい者を取り巻く環境が変化しているとともに、障がいのある人のニーズが多様化しています。障害者自立支援法の枠組みはもちろんのことですが、このようなフォーマルな社会資源だけでは、多様化するニーズに対応できない事例が多々あります。

よって、本町ではインフォーマルな社会資源の開発に努めつつ、芦北町らしい障がい者福祉の体制整備を構築するよう努めます。

また、様々な生活ニーズを有する在宅障がい者の生活を支援するため訪問事業「芦北町障がい者（児）福祉体制整備推進事業」を平成17年度から開始していますが、この事業を本町の重点事業に据えて、障がいのある方や各関係機関の意見を広く聴取し、町内の障がい者福祉における体制整備の在り方を研究していきます。

【重点施策】

○芦北町障がい者（児）福祉体制整備推進事業の拡充

潜在的ニーズを表出させる訪問活動と併せて障がい者のニーズに応じたインフォーマルサービスの開発に努めます。

○芦北町福祉関係機関連携会議

行政、障がい者福祉関係機関が定期的な意見交換の場を設けることで、福祉従事者等の質の向上を図り、障がい者福祉の底上げを図ります。

ねんりんピック2011熊本 協賛イベント（平成23年10月16日開催）

2011 全国バリアフリーディスクゴルフ競技あしきた大会

開催の様子



防災体制の確立～安全な暮らしを確保するために～

障がいのある人の生命・財産を守り、安全にかつ安心して生活することができる社会の実現をめざします。

地域の福祉防災ネットワークの確立

障がいがあることによって、災害への対応が困難な状況があります。

防災には、地域住民が一体となって取り組む必要があり、地域における障がいのある人に対する支援を行うために様々な機関が連携を図る必要があります。

防災知識の普及

防災は、広報等によって周知していますが、障がい種別に応じた対応の在り方を検証し周知する必要があります。

- ・障がいのあるなしに関わらず、誰もがわかりやすい防災に関する情報の提供に努めます。
- ・障がい種別に応じ災害等に備えた予防的取り組みや発生後の支援計画等をまとめた「災害時要援護者避難マニュアル」に基づき普及を促進します。

災害時・緊急時における避難体制等の確立

災害発生時における避難情報の取得は非常に重要です。視覚障がいのある人や聴覚障がいのある人はテレビやラジオからの情報に制限を受けます。また、避難勧告等のサイレンについても認識できない場合があります。

災害情報等を適切に提供するために、障がい種別に応じた情報提供体制の確立が求められます。

- ・災害時要援護者避難支援計画を策定し、情報提供体制の整備に努めます。

【重点施策】

○災害時要援護者支援制度の普及

災害が起きたとき、手助けを必要とする方に対して、関係機関や地域が連携して支援する本制度の周知を図り、必要と思われる方の登録者数を増やしつつ、日ごろからの地域全体の見守り活動も兼ねて制度の普及を図っていきます。

○障がい種別に応じた情報提供体制の確立

視覚障がい、聴覚障がいの方等、障がい特性に応じた情報提供の支援を検討していきます。

4 . ヒアリング等の実施結果

町福祉課では、現計画を策定した時と同様に、町内の障害福祉サービス事業者及び身体障がい者福祉団体連合会、手をつなぐ育成会及び精神障がい者地域家族会に対してヒアリングを実施し、個々で抱えている現状、課題及び町障がい者施策に対しての要望について広く聴取しました。

ヒアリングの結果については、町障がい者施策に対して重複する意見が多数ありましたので、以下のように総合的に勘案しまとめ、基本施策、重点施策と同様に今後取り組んでいきます。

(1) 制度の周知

複雑多岐に渡る障がい者福祉関連施策の制度説明や障がいのある人への地域住民の理解促進が必要。

【ヒアリングの結果】

- 分かりやすい制度・施策等の情報の伝達。家族・利用者の意識改革の必要性。
- 障害者福祉施策の理解不足のため、生活改善が可能な場合でも利用されないケースを防ぐ体制づくり。
- 定期的な情報の提供（しおり等の作成）。

(2) 一般就労への支援

調査の結果をみると、福祉的就労や一般就労の確保が求められています。

障がい者が働く場所の確保は、就労の種類を問わず、事業所や事業主の理解が必要であり職場開拓や就労しやすい環境づくりが併せて必要。

【ヒアリングの結果】

- 就労支援の促進、地域移行と個々のライフステージを見据えた社会資源の連携と構築。
- 共同生活援助等、地域における居住系サービスの充実と就労促進を見据えた職場の開拓。
- 就労に向けた活動、地域の中での居住の場の確保。
- 生産活動から工賃支払が可能となるような販売ルート等の開拓。

(3) 行政・地域・障がい者関連団体との連携

サービスの提供、障がい種別に関わりなく町内の社会福祉法人や任意団体等を始め、地域や行政も今まで以上に連携し関係機関が一体となって、一人ひとりの障がい者を支援していくことが必要。

【調査結果】

- 連携は重要であるが現状は少なく、定期的な情報交換が必要。障害者施設等の職員一人ひとりが自覚を持ち、住んでいる地域で福祉活動を担うことができるような体制づくり。
- 三障がいにおける任意団体の横のつながり、必要な場合は互いに活動できるような仕組みづくり。
- 本人、行政、事業者、住民等を含めた意見交換の場を設ける。
- 施設職員等を主体とした、各地域での福祉ネットワークの構築。

(4) 行政機関の改革

行政は障がい者福祉施策のあり方を検討する機関であり、今後も市町村の役割は重要になってくるため、一層の行政サービスの充実が必要。

【調査結果】

- 町職員との連絡調整がより緊密にできる体制づくり。
- 行政の財政事情を勘案し、真に必要な制度の整備。
- 市町村格差が今後明確になってくるため、しっかりとした長期ビジョンに沿った整備づくり。
- 専門的な知識を持ったコーディネーターの配置。社会福祉士等の福祉専門職を継続して配置。
- 行政または社会福祉協議会を中心とした支援体制の組織化。
- 土・日曜日・祝日の福祉活動への参加の促進。

(5) 地域生活を進めるための取組み

障がいを持たれる方が、生活の場を施設から地域へ移行するために「受け皿となる生活の場の確保」、「社会参加の必要性」、「相談体制や情報提供体制の充実」、「障がい者に対する地域の理解」、「地域での生活を支えるための地域支援体制の必要性」等、さまざまな課題が散見している現状を勘案し、今後は、行政、施設、事業所及び関係機関・団体が連携して障がいに対して地域社会での理解を深めていくことが必要。

【調査結果】

- 各人のライフステージを見据えた各関係機関との密な連絡調整。
フォーマル・インフォーマルなサービスを組み立てて支援する地域社会づくりの必要性。
- 社会資源の全体的な不足の解消。
- 障がいのある人に対する日中活動の場の提供。
- 芦北町障害者(児)福祉体制整備推進事業の強化。
- 介護者の高齢化、経済負担の増加、重度の障害者にとって居宅サービスだけで生活が可能であるかどうかの検討の必要性。
- 障がい者制度の情報を得る手段が少ないため、在宅障がい者及び家族に障がい福祉施策を理解してもらうためには、様々な手法を用いた情報の伝達が必要。

(6) 障がいや障がいのある人への理解

(5)と併せて地域生活への移行を進めていくためには、地域の障がいへの幅広い理解を深めて行く活動が必要。

また、県で策定された「障がいのある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の理念や趣旨から、障がいに対する誤解や偏見を解消する取り組みも必要。

【調査結果】

- 地域住民向けに精神障がいに対する正しい知識の啓発が必要。
- 誰もが、いつかは自分自身が病気になるかもしれないという認識が必要。
- 障がい者も希望をもって地域で生活したい。
- 福祉はずいぶん理解されてきている様子だが、障がい者については、まだまだと言える。
- 障がいのある人が安心して家から外へ出られる環境づくり。
- 障がいのある人及び家族の実情とニーズの把握の必要性。
- 地域住民への障がい者福祉教育を実施する拠点の設置。

第4章 芦北圏域の取り組み

1. 圏域の現状

熊本県では、県内を11の障がい保健福祉圏域に区分しています。本町は、水俣市と津奈木町の1市2町で区分され、圏域単位で必要な事業に取り組んでいます。芦北圏域の障がい者施策の動向としては、障がい者手帳保持者は増加傾向であり、人口に占める手帳保持者数の割合は県内でも高くなってきています。

一方、障害福祉サービスの提供体制については、県障がい者福祉計画及び各市町の障がい者計画に基づき取り組みが進んできていますが、他の圏域と比べてまだ十分ではなく、地域間の格差があるのが現状です。

2. 圏域の課題

芦北圏域は水俣病の健康被害が発生した地域であり、水俣病被害者である障がい者の方も多く生活されています。こうした事情も踏まえ、地域のもやい直しを推進し、すべての障がい者が住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるように社会資源の整備やニーズに応じた支援体制の充実を図っていく必要があります。

3. 圏域での重点課題

相談支援体制の充実

障がい者の身近なところで安心して相談ができ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用等適切な支援が受けられるように地域自立支援協議会を中心として関係機関によるネットワークの強化を進め、総合的な相談支援体制の充実を図っていきます。

地域療育体制の整備

身近なところで療育や支援を受けることができる地域の体制づくりを目指して、水俣・芦北地域療育センターを中心に各分野の関係機関との連携強化を図りながら、地域のニーズや課題の把握を行い、ライフステージに応じた療育体制の整備や支援者の育成に向けた取り組みを行っていきます。

就労支援の促進

就労支援については、一般就労だけにこだわらず、障がい者の生きがい作りを基本に障がい者就労支援ネットワークの活動を中心としてハローワークや障がい者就業・生活支援センターと連携しながら圏域内の企業や事業者に対し、障がい者就労についての啓発や雇用・実習の受け入れ先の開拓を行っていきます。

第5章 障がい福祉計画の策定

1 計画の基本理念等についての考え方

(1) 基本理念について

本町では、障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者自立支援法の理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して障がい福祉計画を策定することとします。

なお、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(昭和22年法律第71号。)により各障がい者施策の改正も踏まえ、平成26年度を目標年度として、目標値を設定します。

障がい者等の自己決定と自己選択の尊重

ユニバーサルデザインの理念の下、障がいの種別、程度を問わず、障がい者等が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービス等を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

三障がい等に係る制度の一元化

障害福祉サービスの実施主体は、市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、従来、身体障がい、知的障がい、精神障がいと障がい種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち後れている精神障がい者等に対するサービスをはじめとした障害福祉サービス等の充実を図り、地域間の格差が生じることのないよう、障害福祉サービスの充実を図ります。

また、発達障がい者及び高次脳機能障がいについては、従来から精神障がい者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっており、引き続きその旨の周知を図ります。

地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がい者等の生活に対して地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用したサービス提供体制の整備を進めます。

(2) 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保について

障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保にあつては、次に掲げる点に配慮して数値目標を設定し、計画的な整備を行います。

県内どこでも必要な訪問系サービスを保障

訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護に区分されます。また、平成23年10月から重度身体障がい者を対象に外出支援として新たに「同行援護」が開始されました。

町内では、訪問系サービス量は確保していますが、事業者の主たる障がいの特定により場合によっては受け入れることが困難な質の問題があります。

このことから、立ち後れている精神障がい者に対するサービスをはじめとして訪問系サービスの質の充実を図ります。

希望する障がい者に日中活動系サービスを保障

本町では、生活介護、就労継続支援等の日中活動系サービスを整備し、個々の障がい特性を勘案し適したサービスを提供しています。

今後とも、障がい者のニーズに応じた日中活動系サービスの充実を図ります。

芦北町には2か所以上のいわゆる小規模作業所があり、福祉施設とあわせて身近な地域における障がい者の日中活動の場としての機能を果たしています。

グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進

障がい福祉計画に沿って、本町では共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護（ケアホーム）が整備されました。

今後も、障がい者のニーズを把握しつつ、地域における居住の場としての共同生活援助及び共同生活介護の充実を図るとともに、地域における住まいの場としての機能及び自立訓練事業等の推進により、施設入所や入院から地域生活への移行を進めます。

相談支援体制の充実とネットワークの構築

(1) 相談支援が実施できる体制の整備

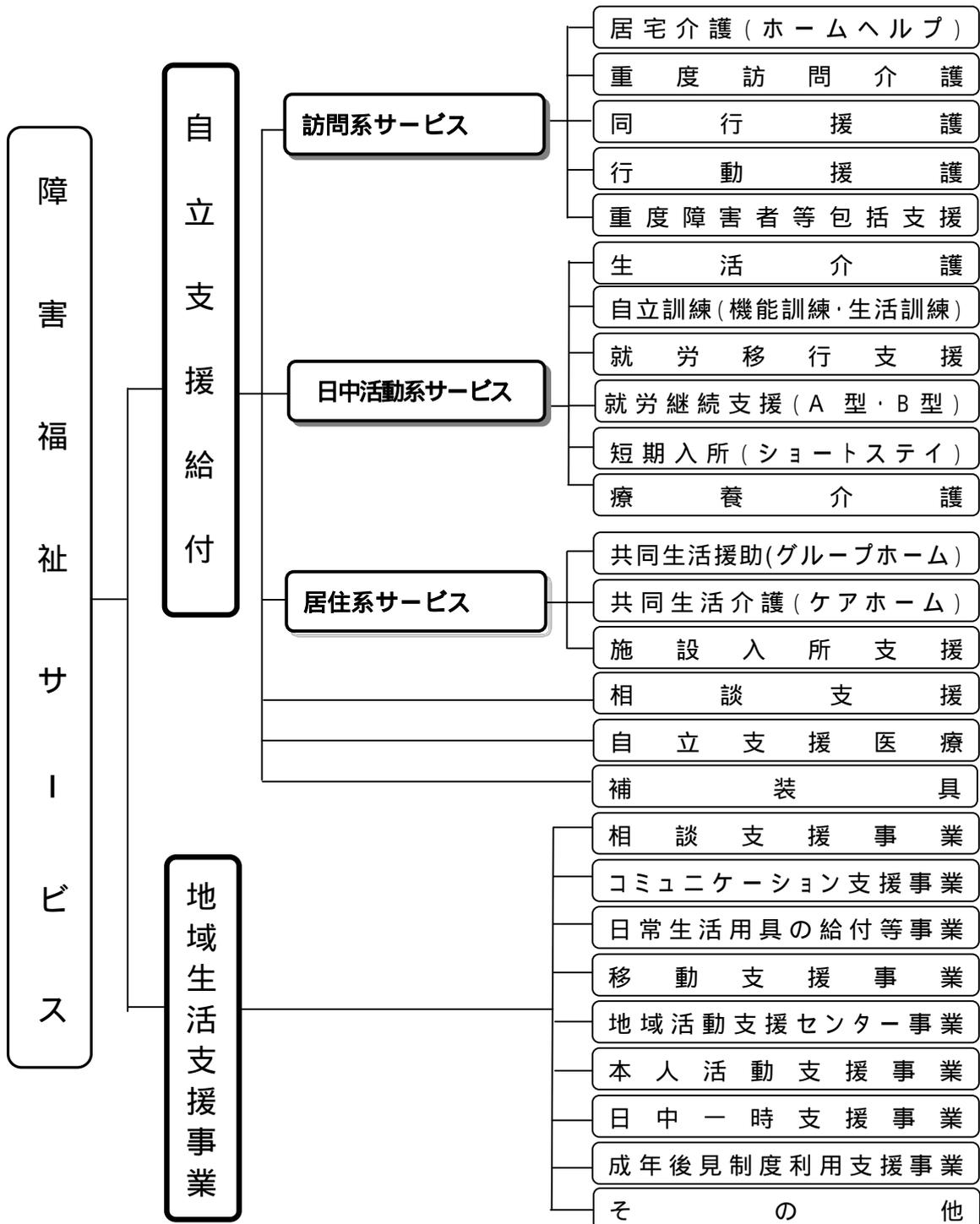
行政窓口のほかに相談支援事業所、障がい福祉のサービスコーディネーターや社会資源の活用助言をはじめ、障がいのある人とその家族に対する総合的な相談支援は必要不可欠であるため、行政・障がい者相談員及び障がい者相談支援事業所等が連携し、地域において身近で利用しやすい相談支援体制を整備します。

(2) 地域自立支援協議会の在り方を明示

本町及び圏域で自立支援協議会等の場を活用し、関係機関との意見交換等を通して、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議を行う場づくりを目指します。

2. 障害者自立支援法のサービス体系

「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の二つの柱で、障がい者への総合的な支援を実施します。「自立支援給付」は、介護支援のための「介護給付」や、自立訓練や就労移行支援のための「訓練等給付」等のサービスです。「地域生活支援事業」は、地域での生活をより円滑にするサービスです。サービスを「訪問系」「日中活動系」「居住系」に分け、必要に応じて選択し、組み合わせて利用する仕組みです。



第6章 障害福祉サービスの概要と見込量

自立支援給付の概要と見込量

自立支援給付に位置づけられている「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」「相談支援」の各サービスの見込量を設定しています。

また、「重度障害者等包括支援」は県内に事業者がないこと、また児童デイサービスは、障害者自立支援法から児童福祉法へ位置づけられることから、計画には掲載していません。

1. 訪問系サービス

(1) 居宅介護

居宅介護は、障がい児(者)のいる家庭に対して、ヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事等の身体介護や洗濯・掃除等の家事援助を行います。

単位	サービス見込み量			
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
時間/月	126	137	148	160

(2) 重度訪問介護

重度訪問介護は、重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を行います。

単位	サービス見込み量			
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
時間/月	126	172	172	172

(3) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。

単位	サービス見込み量			
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
時間/月	26	28.5	57	85.5

(4) 行動援護

行動援護は、知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難がある人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護等を行います。

単位	サービス見込み量			
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
時間/月	0	34	34	34

2. 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常に介護を必要とする状態で、障害程度区分が3以上である人、または年齢50歳以上で障害程度区分2以上である人に対して、主に日中に障がい者支援施設等で行われる入浴、排泄、食事の介護や、創作的活動、生産活動の機会の提供を行います。

単位	サービス見込み量			
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人日/月	1,520	1,742	1,874	2,016

「人日/月」=「月間の利用人員」×「1人1月あたりの平均日数(22日)」

(2) 自立訓練(機能訓練)

機能訓練は、地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等の支援が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

単位	サービス見込み量			
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人日/月	18	20	22	24

「人日/月」=「月間の利用人員」×「1人1月あたりの平均日数(22日)」

(3) 自立訓練(生活訓練)

生活訓練は、地域生活での生活能力の維持・向上等の支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

単位	サービス見込み量			
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人日/月	18	20	22	24

「人日/月」=「月間の利用人員」×「1人1月あたりの平均日数(22日)」

(4) 就労移行支援

就労を希望する65歳以上の人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習等を、一定期間の支援計画に基づき行います。

単位	サービス見込み量			
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人日/月	49	53	58	63

「人日/月」=「月間の利用人員」×「1人1月あたりの平均日数(22日)」

(5) 就労継続支援(A型)

就労継続支援A型では就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が見込まれる人に対して、雇用契約を締結します。就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

単位	サービス見込み量			
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人日/月	53	58	63	69

「人日/月」=「月間の利用人員」×「1人1月あたりの平均日数(22日)」

(6) 就労継続支援(B型)

就労継続支援B型は、企業等や就労継続A型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難となった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続A型の雇用に結びつかなかった人等を対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

単位	サービス見込み量			
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人日/月	774	1,223	1,321	1,427

「人日/月」=「月間の利用人員」×「1人1月あたりの平均日数(22日)」

(7) 療養介護

病院等への長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって 障がい程度区分6で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障がい者 障害程度区分5以上である筋ジストロフィー患者または重度障がい者を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助等を行います。

単位	サービス見込み量			
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人	0	20	22	24

(8) 短期入所

自宅で介護を行う人が病気の場合等に、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所による入浴、排泄、食事の介護を行います。

単位	サービス見込み量			
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人日/月	94	102	111	120

「人日/月」=「月間の利用人員」×「1人1月あたりの平均日数(22日)」

3. 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

日中に就労または就労継続支援等のサービスを利用している知的障がい者または精神障がい者に対して、地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の援助を行います。

単位	サービス見込み量			
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人	15	17	19	21

(2) 共同生活介護（ケアホーム）

日中に活動または就労継続支援等のサービスを利用している知的障がい者または精神障がい者で障害程度区分2以上の者に対し、地域の共同生活の場において、入浴、排泄及び食事の介護を行います。

単位	サービス見込み量			
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人	9	10	11	12

(3) 施設入所支援

介護が必要な人や通所が困難な人で、自立訓練または就労移行支援のサービスを利用している人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。

単位	サービス見込み量			
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人	71	77	77	77

4. 相談支援

(1) 計画相談支援

相談支援事業所が、対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるよう、障がいのある人の心身の状況や置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向等を勘案し、サービス等利用計画を作成します。

単位	サービス見込み量			
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人/月		17	19	20

(2) 地域移行支援、地域定着支援

障害者支援施設又は精神科病院へ入所・入院している障がい者を対象として、相談支援事業所が、地域移行支援計画を策定し地域定着支援も行うことで、住居の確保支援や地域生活の定着支援を図ります。

サービス名	単位	サービス見込み量			
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域移行支援	人/月		1	2	3

サービス名	単位	サービス見込み量			
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域定着支援	人/月		1	2	3

5. 障害福祉サービスにおける見込量確保の方策

本町では障害福祉サービスの事業展開にあたり、障がい者プランの施策と併せて、障害福祉サービスの見込量を確保するための方策を以下のように計画します。

(1) 訪問系サービス

3障がいが一元化されたことから、障がい特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、サービスの充実を図っていきます。

また、サービス内容や対象者等について十分な情報を提供するとともに、実施事業者の確保に努めます。

ヘルパーの質の向上

- ・ ヘルパー事業所相互の情報交換を促進します。
- ・ ヘルパー事業所に対して障害福祉サービス提供に関する指導や支援を行います。

相談支援事業所とヘルパー事業所の連携

- ・ 困難なケースに対する相談支援事業所のサポート体制を整備します。
- ・ ケアマネジメント手法を活用した障害福祉サービスを提供します。

(2) 日中活動系サービス

地域での生活を進める上で、日中活動の場の整備が必要となります。そのため、サービス利用希望者を把握するとともに、利用希望者に事業者情報を提供していきます。

また、就労移行支援事業や就労継続支援事業に関しては、地域の関係機関や団体と連携しながら、福祉的就労の促進に努めるとともに、自立した生活を支えることができるよう留意していきます。

地域の体制づくり

- ・ 新体系移行についての相談支援の充実を図ります。
- ・ 利用者が自らサービスを選べるよう図ります。
- ・ 施設職員の交流や研修により施設間の格差をなくし、意識の向上を図ります。

就労移行支援へ向けた障がい者就業・生活支援センターとの連携強化

- ・ 障がい者就業・生活支援センターをはじめ関係機関との連携強化を図ります。
- ・ 公共職業安定所との連絡強化を図ります。
- ・ 就労に携わる支援員を養成し、事業所間との連絡調整を図ります。

(3) 居住系サービス

共同生活援助や共同生活介護については、今後も整備が必要となるため、地域の理解を深めながら、整備していくとともに、生活の場の確保に努めていきます。

グループホーム・ケアホームの拡充

- ・ 施設から地域生活移行へは、居住系の確保は不可欠なため、設置へ向けた取り組みを検討します。
- ・ 行政、地域、施設等の連携を強化し、居住系サービスの機能をレベルアップするよう努めます。

利用者の状況把握

- ・ 地域及び施設入所者の意向を聞きながら整備に努めます。

第7章 地域生活支援事業の概要と見込量

1. 地域生活支援事業とは、

障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた事業を実施します。

地域生活支援事業には、必要な情報の提供等を行う事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付または貸与、移動を支援する事業及び通所による創作的活動等の機会の提供を行う「必須事業」と、その他市町村の判断により実施する「その他」の事業に分けられます。

2. 必須事業の見込量

(1) 障がい者相談支援事業

ア 相談支援事業

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供やサービスの利用支援、関係機関の連絡調整等必要な援助を行います。

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所

基幹相談支援センター、相談支援機能強化事業、住宅入居等支援事業については、平成24年度から平成26年度の期間中に実施の有無を検討します。

イ 地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として機能します。

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数	1 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所

(2) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ります。

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施件数	0 件	1 件	1 件	1 件

(3) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語、音声機能等の障がいのために、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、障がい者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施件数	2件	2件	2件	2件

手話通訳者設置事業については、平成24年度から平成26年度の期間中に、実施の有無を検討します。

(4) 日常生活用具給付等事業

重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護・訓練支援用具	0	1	1	1
自立生活支援用具	0	5	5	5
在宅療養等支援用具	1	2	2	2
情報・意志疎通支援用具	8	8	8	8
排泄管理支援用具	207	207	207	207
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	1	1	1	1

(4) 移動支援事業

身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)に対して屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用見込者数	2	4	6	8

(5) 地域活動支援センター

障がい者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。

(機能強化事業)

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数	1件	1件	1件	1件
	1件	1件	1件	1件

上段は本町設置分、下段は水俣芦北圏域のセンター数です。

発達障がいの定義

発達障害者支援法には、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令に定めるもの」と定義されています。

- 自閉症の定義 -

3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がい。

- 学習障害の定義 -

基本的に全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの修得と使用に著しい困難を示す様々な状態。

- 注意欠陥多動性の定義 -

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性及び多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

アスペルガー症候群

「知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものである。」

高機能自閉症

「知的発達の遅れがないものの、自閉症の症状が現れるもの」

第8章 計画の推進体制

1．関係機関相互の連携

障がいのある人に対する施策は障がい者福祉分野に限らず、教育・住宅・交通・情報等広範な分野に渡るため、町の福祉・保健の施策の連携はもとより、町内関連機関及び医療機関や保健所等との相互連携を図りながら本計画の推進に努めます。

また、地域の関係機関によるネットワークの構築、障がい者プランの具体化に向けた協議を行うために、障がい者関係団体、福祉サービス事業者、保健・医療機関等の関係者で構成する「地域自立支援協議会」を設置します。

2．地域における各種関係団体、民間企業等との連携

障がいのある人の地域移行や就労支援等を進めるためには、本町だけではなく、町民、各種関係機関及び団体や企業の協力が必要であるため、地域で連携しながら計画の推進を図ります。

また、障がいのある人自身の自立に向けての努力も不可欠なものにあります。町、地域住民や福祉団体、障がいのある人、これら3者のパートナーシップにより、計画の実現に向けた取り組みも行っていきます。

3．国・県との連携

計画を推進するにあたっては、今後の制度の改正等も重要となるため、国・県と連携しつつ、制度の改正等の変化を踏まえて施策を展開していきます。

また、障害福祉サービスに関わる人材の養成等についても関係機関と連携しながら、推進していきます。

一方、制度を施行していく中で問題点等が生じた場合は県を通じて、県や国へ改善を要望していきます。

4．計画の進行管理・評価体制

本計画の内容を具体化するためには、その達成度を評価し、必要に応じて見直すことが求められており、そのための進行管理等を含む評価体制として、芦北町障がい者(児)自立支援協議会を設置し、年度毎に開催します。

この協議会において、計画の達成状況を評価し、その結果を踏まえて随時計画の方向性を修正します。

第9章 整備法のポイント

新たな障害者福祉法制度である「障害者総合福祉法」施行までのつなぎ法となる「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（整備法）」が、平成22年10月に公布されました。

法律の概要は次のとおりです。

1 趣旨

施行期日：平成22年12月10日

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障がい保健福祉施策を見直すまでの間において障がい者及び障がい児の地域生活を支援するため、関係法律を整備するものであることを明記しました。

2 利用者負担の見直し

施行期日：平成24年4月1日

利用者負担の規定の見直し

法律上も負担能力に応じた負担が原則であることを明確化しました。

利用者負担の合算

高額障害福祉サービス費について補装具費と合算することで、利用者の負担を軽減します。

3 障がい者範囲の見直し

施行期日：平成22年12月10日

障害者自立支援法のサービスをより受けやすくする観点から、発達障がい者が障がい者の範囲に含まれることを法律上明示しました。

発達障がいについては、発達障害者支援法が整備され、発達障がいの定義規定も置かれています。

あわせて、高次脳機能障がいについては専門の法律がないため、大臣告示や通知等で対象であることが明確化されています。

4 相談支援の充実

施行期日：平成24年4月1日

相談支援体制の強化

- ・ 地域における相談支援体制の強化を図るため中心となる総合的な相談支援センター（基幹相談支援センター）の設置
- ・ 自立支援協議会については、設置の促進や運営の活性化のため、法律上に根拠を設けます。
- ・ 地域移行や地域密着についての相談支援を充実します。（地域移行支援・地域定着支援の個別給付化。）

支給決定プロセスの見直し等

- ・ 支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直します。
- ・ サービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大します。

5 障がい児支援の強化

施行期日：平成24年 4月 1日

児童福祉法を基本とした身近な支援の充実

- ・ 重複障がいに対応するとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障がい種別等にわかれている現行の障がい児施設（通所・入所）について一元化します。
- ・ 在宅サービスや児童デイサービスの実施主体が県から市町村へ事務等移管されます。

放課後等デイサービス等訪問支援の創設

- ・ 学齢期における支援の充実のため、「放課後等デイサービス」を創設します。（20歳に達するまで利用できるよう特例を設けます。
- ・ 保育所等を訪問し、専門的な支援を行うため、「保育所等訪問支援」を創設します。

在園期間の延長措置の見直し

18歳以上の障がい児施設入所者については、障がい者施策（障害者自立支援法）で対応するよう見直します。

6 地域における自立した生活のための支援

施行期日：平成23年10月 1日

グループホーム・ケアホーム利用の際の助成の創設

グループホーム・ケアホーム入居者への居住に要する費用を助成します。

重度の視覚障がい者の移動支援の個別給付化

重度の視覚障がい者の移動支援についても、地域での暮らしを支援する観点から、同行援護を創設します。

7 その他

平成22年12月10日施行

- ・ 「その有する能力及び適性に応じ」の削除
- ・ 児童デイサービスに係る利用年齢の特例（20歳までの利用）

平成24年 4月 1日施行

- ・ 成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ
- ・ 事業者の業務管理体制の整備等
- ・ 精神障がい者地域生活を支える精神科緊急医療の整備等